

燃えるごみ小袋、缶・金属専用大袋を新たに追加販売 指定ごみ袋の種類が増えます

市では昨年の廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、一人暮らしや高齢者世帯から要望が多かった、少量のごみでも出すことのできる燃えるごみ袋を作成しました。これまでの容量30ℓの燃えるごみ袋に加え、ひと回り小さい20ℓの燃えるごみ袋が、8月より店頭にて販売を開始しました。（20枚・280円）

また、これまでより大きいサイズの燃えないごみの袋（50ℓ、缶・金属専用）も合わせて販売を開始しました。（20枚・600円）

ご家庭の事情に合わせて、ごみの減量と資源物の分別を推進していただくようお願いいたします。

お問い合わせ
市民環境課 生活環境係
☎623111
内線191、192

アメリカ出身のアレナさん

新しい国際交流員が着任



△新しい国際交流員のアレナさん

躍していく予定です。

中学生の頃、日本のアニメを好きになったことがきっかけで日本に興味を持ち、高校、大学で日本語や日本文化を学んだというアレナさん。5月にアメリカの大学を卒業し、今回来日しました。

「自然豊かで、街の人もあいさつをしてくれるのがうれしい」と飯山もお気に入りの様子。学生が終わり

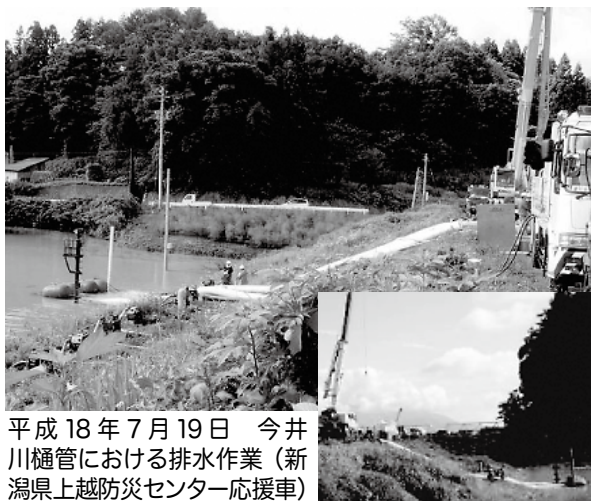
初めての仕事ということで、アレナさんも高い意欲を持ち国際交流員としての一歩を踏み出しています。

ありがとうジョーさん

飯山市の国際交流員として、平成18年から3年間、英語の指導や世界の文化を市民に紹介するため意欲的に活躍されたジョアン・レストレンジ・ウエストさんが任期を終えられました。3年間、ありがとうございました。（15ページ「今月のジョー」もご覧ください）



平成18年7月豪雨の際に 飯山市で活躍した排水ポンプ



平成18年7月19日 今井川樋管における排水作業（新潟県上越防災センター応援車）

この機会にぜひご見学ください 皿川で排水ポンプ車の 実働訓練が行われます

皿川で、千曲川河川事務所が保有する排水ポンプ車の実働訓練が行われます。これはポンプ車の迅速な設営のために千曲川河川事務所が実施するものです。

今回、飯山市の要請で次のとおり訓練が実施されますので、この機会にぜひ訓練の様子を見学してみたいかがでしょうか。

- 日 時 8月25日（火）
午後2時～3時
- 場 所 飯山地区有尾 皿川樋門上流
- その他 当日は市職員・河川事務所職員が現地におりますので、質問等がありましたらお気軽にお寄せください。

- お問い合わせ
◇市役所道路河川課 監理係 ☎62-3111 内線271、272
◇千曲川河川事務所管理課（ポンプに関すること）☎026（227）9261

市議会7月臨時会から

7月14日に飯山市議会7月臨時会が行われ、上程された議案はすべて可決されました。

平成21年度補正予算案

- 一般会計の補正予算額は国の緊急経済対策交付金を活用し4億4948万円が増額となり、21年度の予算総額は137億2614万円となりました。主な内容は次のとおりです。
- ▽低燃費低公害車導入事業（2195万円）：公用車13台を省エネ型に更新
- ▽女性特有ガン検診推進事業（334万円）：特定年齢の女性特有ガン検診推進
- ▽農地有効利用支援整備事業（1296万円）：水路改修工事（8か所）
- ▽平成21年度国庫補助市道舗装修繕事業（2650万円）：市道舗装修繕（戸狩・斑尾・木島上新田）
- ▽地域防災対策整備事業（1880万円）：立川の河川改修
- ▽城山雨水排水ポンプ場整備事業（7200万円）：排水ポンプの電気系統機器の更新
- ▽学校ICT環境整備事業（1億5500万円）：教育用・教師用のコンピュータの整備
- ▽理科教育施設整備事業（1891万円）：新学習指導要領実施に伴う備品整備
- ▽東小学校耐震化事業（1188万円）：東小学校の耐震補強工事
- ▽中学校統合事業（6500万円）：統合中学校の施設改修
- ▽長峰スポーツ公園音響設備整備事業（103万円）：屋外用・移動用放送設備の整備
- ▽図書館省エネ冷暖房設備整備事業（3062万円）：冷暖房設備一式の更新
- ▽移動図書館車更新事業（1148万円）：ゆきつばき号の更新

事件案 総数1件

城北中学校校舎として次の建物を取得するにあたり、議会の議決を求めるもの。

- ▽建物の所在地：飯山市大字照里808番地1 建物11棟、土地3筆

在宅の重度障害者・障害児の皆さんの負担を軽減

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障害者・障害児の皆さんの負担軽減のため、障害者福祉手当・障害児福祉手当を支給します。（※いずれも在宅の方が対象で、施設に入所されている方などは対象となりません）

- 特別障害者手当
支給対象者：日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者（身体障害者手帳1級程度の障害が2つ以上あるか、これと同程度以上の障害がある人など。内部障害重複は除く）
- ・支給額（月額）
2万6440円
- ・支給制限：入院または施設に入所している場合、および本人、配偶者、扶養義務者の所得額が限度額を超える場合は支給されません。
- 障害児福祉手当
支給対象者：日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害者（身体障害者手帳1級および2級の一部の障害

既に受給している方も 毎年手続きが必要です

- 手当の受給には、いずれもお申し込みが必要です。前年の所得状況確認のため福祉事務所から所得状況届（現況届）通知が届いたら、8月11日から9月10日までの間に、忘れずに現況届を提出してください。
- ※受給資格がないのに届出をしないまま手当を受給し、後日資格喪失の事実が判明した場合はさかのぼって手当を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

お問い合わせ

保健福祉課障がい福祉係
☎623111 内線189